

【韓国】フェイクニュースに対する規制を強化するための法改正

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2026年1月6日、フェイクニュース規制を強化する法改正が行われた。しかし、表現の自由を損ない、メディアの政権監視機能を委縮させるとして各界から懸念の声が上がっている。

1 背景と経緯

2025年6月3日に実施された第21代大統領選挙において、野党候補の李在明（イ・ジェミョン）候補が当選し、翌4日に李在明政権が発足した。与党に転じた「共に民主党」は、同年8月2日の全党大会で新代表に選出された鄭清来（チョン・チョンネ）代表の下で、言論（メディア）、検察及び司法分野の改革を進める方針を打ち出し¹、同月14日、党内に「言論改革特別委員会」を立ち上げた²。同党は、同委員会での議論を経て同年10月20日、「虚偽操作情報」（フェイクニュース）の根絶のため「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」（以下「情報通信網法」）を改正し、当該情報を流布したメディア、ユーチューバー等に対して懲罰的損害賠償制度³の導入等を進める方針を明らかにした⁴。

国会には関連する複数の情報通信網法一部改正法律案が提出され、同法を所管する科学技術情報放送通信委員会において法案審査が行われた。「共に民主党」の情報通信網法改正の方針に対しては、野党「国民の力」だけでなく、メディア、市民団体及び法曹界からも表現の自由を損ない、メディアの権力監視機能を委縮させるおそれがあるとして慎重な議論を求める声が相次いだ⁵。しかし、それら複数の一部改正法律案は「共に民主党」の方針に沿って同委員会提出法案として一本化された後、最終的に2025年12月24日、国会本会議で可決され⁶、2026年1月6日に情報通信網法一部改正法律⁷が公布された（法律第21305号、2026年7月7日施行）。

2 改正法の主な内容

今回の情報通信網法の改正内容は多岐にわたるが、主な改正内容は次のとおりである。

(1) 「不法情報」の範囲の拡大

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年3月10日である。

¹ 고한솔·기민도 '여당, 검찰·언론·사법개혁 특위 구성…개혁 입법 시동' 『한겨레』2025.8.4. <https://www.hani.co.kr/arti/politics/politics_general/1211575.html>

² 최성진 민주당 언론개혁특위 첫발…“악의적 뉴스 피해 줄이는 것이 초점” 『한겨레』2025.8.14. <<https://www.hani.co.kr/arti/society/media/1213304.html>>

³ 加害者に対する制裁及び再発防止のため、実際に発生した損害を上回る賠償責任を加害者に負わせる制度。

⁴ 「언론개혁특위 허위조작정보 근절안 발표 모두발언」 더불어민주당 공보국, 2025.10.20. 더불어민주당 웹사이트 <<https://theminjoo.kr/main/sub/news/view.php?sno=0&brd=230&post=1214530&search=>>>

⁵ 「[사설] ‘가짜뉴스 근절’이 ‘언론자유’ 위축으로 이어져선 안 돼」 『한겨레』2025.10.21. <<https://www.hani.co.kr/arti/opinion/editorial/1224651.html>>; 「[공동성명] ‘허위조작정보’ 퇴출 명분으로 표현의 자유를 짓밟는 민주당의 정보통신망법 개정안을 강력히 규탄한다」 2025.10.21. 참여연대 웹사이트 <<https://www.peoplepower21.org/publiclaw/2002265?ckattempt=2>>; 「[미디어언론위][논평] 허위조작정보 금지법, 졸속 추진 중단하고 원점에서 재논의해야」 정보통신망법 개정안에 대한 논평」 2025.11.4. 민주사회를 위한 변호사모임 웹사이트 <https://www.minbyun.or.kr/?p=65806&paged=0&search_type=integrated_search&ckattempt=1>

⁶ 「[2215443] 정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률 일부개정법률안 (대안) (과학기술정보방송통신위원회)」本稿において、韓国の法律案の原文は議案情報システムウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill>>を参照した。

⁷ 「정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률 (법률 제 21305 호)」本稿において、韓国法令の原文は国家法令情報センターウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>>を参照した。

情報通信ネットワークによる流通を禁止する「不法情報」に、人種、国（籍）、地域、性別、障害、年齢、社会的身分、所得水準又は財産の状態を理由に、特定の個人若しくは集団に対して直接的な暴力若しくは差別を扇動する情報又は憎悪心を深刻に助長し、特定の個人若しくは集団の人間としての尊厳性を著しく損なう情報が追加された（第44条の7第1項第2号の2）。

(2) 「虚偽操作情報」等に係る定義の新設及び当該情報の流通禁止規定の新設

「虚偽情報」（内容の全部又は一部が虚偽である情報）、「操作情報」（内容を事実と誤認するよう変形した情報）及び「虚偽操作情報」（他人の人格権若しくは財産権又は公共の利益を侵害する情報であって、前二者のいずれかに該当するもの）の定義が新設されるとともに、虚偽操作情報をそれと知りながら（他人に）損害を与える意図又は不当な利益を得る目的で情報通信ネットワークにより流通させることを禁止する条項が新設された（第44条の7第2項）。

(3) 「不法情報」及び「虚偽操作情報」に係る損害賠償規定並びに懲罰的損害賠償規定の新設

故意又は過失により不法情報、虚偽情報、操作情報又は虚偽操作情報を情報通信ネットワークに流通させ、他人に損害を与えた者に対し、損害賠償責任を負わせる規定が新設された（第44条の10第1項）。具体的な損害額の証明が困難なときは、法院⁸が5千万ウォン⁹の範囲で損害額を定めることができる（同条第2項）。さらに、損害賠償責任を有する者が事実又は意見を不特定多数に伝達することを業とし、かつ、情報掲載数、購読者数、アクセス数等が大統領令で定める基準を満たしている者であって、①不法情報又は虚偽操作情報であることを知っていた場合、②他人に損害を与える意図又は不当な利益を得る目的があった場合、③情報の流通により被害者に法益の侵害が発生した場合の全ての要件を満たしている場合は、法院は、認定した損害額の5倍の範囲で（懲罰的損害）賠償額を定めることができる（同条第3項）。

(4) 懲罰的損害賠償を適用しない場合並びに正当な批判及び監視活動の妨害の禁止

公共の利益のための情報であって、公益通報又は不正請託（公務員等に対する不正な依頼）に関するものである場合は、第44条の10第3項の規定は適用されない（同条第5項）。

また、公共の利益のための正当な批判及び監視活動の妨害を目的とした同条第3項による損害賠償請求は禁止される（第44条の11第1項）。損害賠償請求の被告は、当該請求が上述の妨害に該当すると判断した場合は、法院に中間判決¹⁰を求めて申し立てることができ、法院は、当該申立てを受けた日から60日以内に宣告しなければならない（同条第2項～第5項）。

3 法改正に対する懸念

今回の法改正に対しては、迷惑・炎上系ユーチューバーだけでなくメディア報道まで規制対象とすることにより、表現の自由を損ない、メディアの政権監視機能を委縮させ、政権批判に対する「口封じ法」として悪用される懸念が高まっている¹¹。また、虚偽操作情報、虚偽情報等の用語の定義が不明確であり、内容に一部でも誤りがあれば虚偽情報とされる可能性があるため、権力者等が自らに不利な報道を阻止するために訴訟を乱発するおそれが指摘されている¹²。

⁸ 日本の裁判所に相当。

⁹ 1ウォンは約0.11円（令和8年3月分報告省令レート）。

¹⁰ 終局判決前に訴訟上の争点を解決するために行われ、当該請求の却下又は中間判決申立ての棄却が宣告される。

¹¹ 전종휘 「위헌 논란 '정통방법 개정안' 국회 통과…언론단체 「표현의 자유 훼손」 반발」 『한겨레』 2025.12.24. <<https://www.hani.co.kr/arti/society/media/1236461.html>>; 「[사설] '모호한 기준' 허위정보에 5배 배상법… '입틀막'도 5배 물려야」 『동아일보』 2025.12.24. <<https://www.donga.com/news/Opinion/article/all/20251224/133033537/2>>

¹² 김정환·권순완·신지인 「"비관 보도에 허위 프레임 씌워 소송 우려… 언론 괴롭힘법 될 것"」 『조선일보』 2025.12.26. <<https://www.chosun.com/politics/assembly/2025/12/25/VDEVPTZSCZEPLK3ZMDKHNFBSCQ/>>